



平成 28 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 オンコリスバイオフーマ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 浦田 泰生
 (コード番号：4588)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 六反田 靖
 経 営 管 理 担 当
 (TEL. 03-5472-1578)

**行使価額修正条項付き第 15 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 12 月 9 日開催の取締役会決議において、第 15 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 12 月 26 日
(2) 発行新株予約権数	18,400 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 730 円（総額 13,432,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,840,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 669 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,840,000 株です。
(5) 資金調達額	2,053,192,000 円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,114 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、以下の内容が定められています。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載しております。 ・ 当社による本新株予約権の行使の指定 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ メリルリンチ日本証券による本新株予約権の取得に係る請求 なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記のメリルリンチ日本証券の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新

株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的

当社は、ウイルス学に立脚した技術を駆使して、がんや重症感染症の治療法にイノベーションを起こし、世界の医療に貢献することを使命としています。現在、がん領域では新たながん治療薬が承認されてきていますが、いまだその効果は十分ではなく、さらにより良い治療法の開発が望まれています。

OBP-301(テロメライシン®)は、がん細胞で特異的に増殖し、がん細胞を破壊することができるように遺伝子改変された5型のアデノウイルスです。5型のアデノウイルス自体は風邪の症状を引き起こすもので、自然界にも存在します。

テロメライシン®は、テロメラーゼ活性が高いと言われているがん細胞で特異的に増殖することでがん細胞を溶解させる強い抗腫瘍活性を示すことや、正常な細胞の中では増殖能力が極めて低いということで、臨床的な安全性を保つことが期待されています。用法としては局所療法が中心となるため、体の負担も少なく、放射線治療や化学療法剤との併用により、さらに強力な抗腫瘍活性が導き出せることも明らかになっています。またこれまで嘔吐・脱毛・造血器障害などの重篤な副作用は報告されていないことから患者様のQOL (Quality of Life) の向上が期待されます。

FDA (米国食品医薬品局) / CBER (生物医薬品局) からテロメライシン®の Phase I 臨床試験実施の許可を得た上で、各種固形がん患者を対象に、単回投与16例及び反復投与6例の臨床試験を完了しました。その結果、主な副作用は一過性の発熱や風邪様症状等であり、一部の症例において腫瘍縮小効果が認められました。また、メラノーマ患者では、テロメライシン®の投与部位のみならず、非投与部位の腫瘍にも縮小効果が観察され、その全身作用が期待されています。

現在、韓国・台湾での肝細胞がん患者を対象とした Phase I/II 臨床試験が実施されており、国内では食道がん患者を対象に放射線を併用した医師主導臨床研究が岡山大学で実施されています。しかしながら、さらなるテロメライシン®の開発スピードアップのために、積極的な研究開発資金の調達を行い、財務基盤を拡充する必要があると判断し、また、多くのグローバル大手製薬会社が開発を進める免疫チェックポイント阻害剤の上市が続く環境下、テロメライシン®と免疫チェックポイント阻害剤(注)を併用する臨床試験を推進し、本剤の市場性の拡大を目的とした臨床試験を実施したいと考えています。

今回の資金調達による調達資金につきましては、主に以下の研究開発等への充当を予定しております。

- ① テロメライシン®単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施
- ② 臨床試験で使用するテロメライシン®の追加 GMP (Good Manufacturing Practice) 製造の実施

今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することで、テロメライシン®の研究開発をスピードアップし、製薬会社へのライセンス契約締結に向けた活動を加速させてまいります。

当社は長期的に安定した財務基盤を維持し、将来の資金需要を見据えた機動的な資金調達手段が必要であると考え、また既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。今後、今回の資金調達によりテロメライシン®の研究開発結果を早期に収益化に繋げ、中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

(注) がん細胞による免疫細胞からの攻撃をブレーキする部分(免疫チェックポイント)を阻害し、免疫細胞の働きを再び活発にしてがん細胞を攻撃できるようにする抗がん剤。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金

額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

当社は、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、20取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成28年12月27日から平成30年11月14日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成30年11月15日以降平成30年12月4日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（2）資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、メリルリンチ日本証券より提案を受けた上記「（1）資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）による資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールす

ることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,840,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成28年11月30日の発行済株式数9,228,100株に対する最大希薄化率は、19.94%。平成28年6月30日の議決権総数92,236個に対する最大希薄化率は、19.95%)。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意図を有しておらず、また、当社の経営に関与する意思を有していないこと。
- ⑥ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑦ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・本新株予約権に係る調達資金	2,063,192千円
本新株予約権の払込金額の総額	13,432千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,049,760千円
・発行諸費用(弁護士費用、価格算定費用、司法書士費用、信託銀行費用等)	10,000千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① テロメライシン® (注) 単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施	1,635	平成 28 年 12 月 ～平成 31 年 12 月
② 臨床試験で使用するテロメライシン®の追加GMP製造の実施	残額	平成 30 年 3 月 ～平成 31 年 9 月

(注) OBP-301 (テロメライシン®) は、がん細胞で特異的に増殖し、がん細胞を破壊することができるように遺伝子改変された 5 型のアデノウイルスです。5 型のアデノウイルス自体は風邪の症状を引き起こすもので、自然界の空気中にも存在します。

テロメライシン®は、テロメラーゼ活性が高いと言われているがん細胞で特異的に増殖することでがん細胞を溶解させる強い抗腫瘍活性を示すことや、正常な細胞の中では増殖能力が極めて低いということで、臨床的な安全性を保つことが期待されています。用法としては局所療法が中心となるため、体の負担も少なく、放射線治療や化学療法剤との併用により、さらに強力な抗腫瘍活性が導き出せることも明らかになっています。またこれまで嘔吐・脱毛・造血器障害などの重篤な副作用は報告されていないことから患者様の QOL (Quality of Life) の向上が期待されます。

① テロメライシン®単剤及び免疫チェックポイント阻害剤との併用療法での臨床試験の実施について

現在行っている韓国・台湾での肝細胞がん患者を対象にしたテロメライシン®の Phase I/II 臨床試験及び岡山大学が食道がん患者を対象に行っている放射線併用の医師主導臨床研究に加えて、下記の臨床試験を新たに開始したいと考えています。

- 1) メラノーマ患者を対象にテロメライシン®単剤の Phase II 臨床試験 (米国)
- 2) メラノーマ患者を対象にテロメライシン®と免疫チェックポイント阻害剤を併用した Phase I/II 臨床試験 (米国)
- 3) 食道がん患者を対象にテロメライシン®と免疫チェックポイント阻害剤を併用した Phase I/II 臨床試験 (日本)
- 4) 食道がん患者を対象にテロメライシン®と放射線を併用した Phase I/II 臨床試験 (日本)

今回の調達資金を、上記 1) ～2) の臨床試験推進に充当したいと考えています。

当社はこれまでの研究で、テロメライシン®の腫瘍溶解作用が CTL (Cytotoxic T Lymphocyte: 細胞傷害性 T 細胞) (*1) の活性を誘導することによる腫瘍免疫増強効果を確認し、免疫チェックポイント阻害剤の併用療法が高い抗腫瘍活性を示すとの科学的判断を行いました。その結果、これらの治験の実施に対して国内外の臨床医の賛同を既に得ています。

なお、本号記載の資金使途に充当する金額は、過年度における当社の研究開発の実績を踏まえ、テロメライシン®の臨床開発に必要な外部委託費、免疫チェックポイント阻害剤購入費用等について算定し、決定したものであります。

*1: CTL (Cytotoxic T Lymphocyte: 細胞傷害性T細胞)

リンパ球T細胞の一種。がん細胞等の異物である細胞の抗原を認識し、同じ抗原を持つ細胞の増殖制御機構を刺激することで、能動的な細胞死 (アポトーシス) を利用してがん

細胞を破壊する。

② 臨床試験で使用するテロメライシン®の追加 GMP 製造の実施について

臨床試験で使用する薬剤は治験薬と呼ばれ、治験薬とその原体の製造における品質管理及び製造管理、並びに製造設備の基準は GMP (Good Manufacturing Practice) に定められています。治験薬 GMP の目的は下記の 3 点です。

1. 治験薬の品質を保証し、不良な治験薬の使用を防止することで被験者を守ること。
2. 治験薬の均質性を保証することにより、臨床試験の信頼性を確保すること。
3. 治験薬と市販医薬品の品質の同一性を保証することで、市販製品の安全性・有効性を確保すること。

当社はファブレス経営を標榜しており、臨床試験で使用するテロメライシン®を自社で GMP 製造せず、外部の製造受託企業へ定期的な品質試験の実施と共に、今後の製造を委託しています。

当社はさらなるテロメライシン®の開発スピードアップを行うため、適正水準量のテロメライシン®在庫を保有する必要があると考えていました。GMP 製造されたテロメライシン®を用いて臨床試験を積極的に推進するとともに、外部製薬会社とのライセンスアウト契約締結後の早期大規模臨床試験開始を実現したいと考えています。

なお、本号記載の資金使途に充当する金額は、過年度における当社の研究開発の実績を踏まえ、テロメライシン®の製造に必要な外部委託費、品質試験費用等について算定し、決定したものであります。

- (注) 1 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- 2 上記資金使途は、平成 31 年 12 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。
- 3 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、本新株予約権の行使時における株価水準によっては、上記の差引手取概算額を上回る金額を調達できる可能性もあります。その場合、調達時の状況に応じて、別途の資金使途に充当する可能性があります。なお、上表の資金使途及びその金額に変更が生じた場合には、東京証券取引所において適時開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目

2番5号 霞が関ビルディング 30階、代表者野口真人（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社の配当予想、当社株式の流動性について一定の前提を置きつつ、割当先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社は資金調達の実現を目的とするべく行使の停止を行わず随時行使指定を実施し、また割当予定先は権利行使期間にわたって分散的に権利行使（一度に行う権利行使の数は1回当たり40個（4,000株））を行うものとし、その他、当社が取得条項を行使しない、割当予定先が別記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要【本新株予約権の取得に係る請求】」に記載のとおり株価が当初下限行使価格を下回った場合には当社に対して本新株予約権の取得を請求する等、一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個の評価額を金730円としました。

当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金730円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年12月8日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である669円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、プルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はプルータス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないとは判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成28年11月30日現在の発行済株式数9,228,100株に対して最大19.94%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,840,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は356,851株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は、市場の動向や当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	119,440 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成10年2月26日		
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801 株		
(8) 決 算 期	12月31日(※)		
(9) 従 業 員 数	718 名		
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店		
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)(※)			
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成27年12月期
営 業 収 益	71,942	53,590	39,348
営 業 利 益	14,148	△803	△703
経 常 利 益	14,163	△969	△1,431
当 期 純 利 益	7,263	△6,946	△2,025
純 資 産	174,068	167,122	165,096
総 資 産	4,646,874	6,163,319	7,298,716
1株当たり当期純利益 (円)	3,040	△2,908	△848
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	72,868	69,961	69,112
(※)メリルリンチ日本証券は親会社との決算期の統一を行い、経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、平成27年12月期から決算日を従来の毎年3月31日から毎年12月31日に変更しております。この変更に伴い、前会計年度の期間は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となっております。			

(注) 当社としてはメリルリンチ日本証券が反社会的勢力でない旨のチェックを行い、反社会的勢力に該当しないことを確認いたしました。なお、メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先及び調達方法を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの平成28年12月7日提出の第3四半期報告書及び割当予定先の平成27年12月期の事業概要(金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借借契約を締結する予定はありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるメリルリンチ日本証券は、その完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されております。メリルリンチ日本証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しており

ます。

割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括チーム（コンプライアンス内）を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年6月30日現在）		
氏名	持株数	持株比率
アステラス製薬株式会社	727,200	7.88
WONIK CUBE CORP. （常任代理人 リーディング証券株式会社）	712,900	7.73
浦田 泰生	320,700	3.48
大和証券株式会社	248,700	2.70
NVCC 6号投資事業有限責任組合	211,000	2.29
松井証券株式会社	146,400	1.59
日本証券金融株式会社	144,900	1.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	137,010	1.49
雨堤 正博	120,100	1.30
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	101,300	1.10

（注）1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成28年12月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成28年11月30日現在の発行済株式総数に対して最大19.94%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績

（単位：百万円）

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高	1	28	121
営業利益	△665	△827	△951
経常利益	△625	△726	△854
当期純利益	△635	△738	△857
1株当たり当期純利益（円）	△94.33	△80.55	△93.35
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	561.17	476.03	381.27

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年11月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	9,228,100 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,444,500 株	15.65%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	9,228,100 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,284,500 株	35.59%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,284,500 株	35.59%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	3,500 円	3,200 円	788 円
高 値	3,750 円	3,685 円	941 円
安 値	2,607 円	642 円	530 円
終 値	3,205 円	778 円	644 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
2. 当社は、平成25年12月6日をもって同市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	平成28年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	1,319 円	1,250 円	1,135 円	1,212 円	996 円	1,091 円
高 値	1,377 円	1,339 円	1,230 円	1,295 円	1,000 円	1,575 円
安 値	1,042 円	1,023 円	1,092 円	996 円	774 円	1,091 円
終 値	1,263 円	1,111 円	1,209 円	1,001 円	941 円	1,114 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
2. 平成28年12月の株価については、平成28年12月8日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成28年12月8日
始 値	1,139 円
高 値	1,206 円
安 値	1,096 円
終 値	1,114 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	平成 25 年 12 月 5 日
調 達 資 金 の 額	4,325,440 千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	2,600 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	6,690,700 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,820,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,510,700 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	現在のパイプライン及び将来のパイプラインも含めた医薬品事業の研究開発費及び検査薬事業の研究開発費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 26 年 1 月以降
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	韓国・台湾で開発中のテロメライン®の研究開発費、米国で開発中のエピジェネティックがん治療薬 OBP-801 の研究開発費、血中浮遊がん細胞検査薬 OBP-401 の研究開発費等に充当予定

② 第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 12 月 25 日
調 達 資 金 の 額	793,536 千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	2,600 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	6,690,700 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	333,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,843,700 株
割 当 先	SMBC 日興証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	現在のパイプライン及び将来のパイプラインも含めた医薬品事業の研究開発費及び検査薬事業の研究開発費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 26 年 1 月以降
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	韓国・台湾で開発中のテロメライン®の研究開発費、米国で開発中のエピジェネティックがん治療薬 OBP-801 の研究開発費、血中浮遊がん細胞検査薬 OBP-401 の研究開発費等に充当予定

以 上

(別紙)

オンコリスバイオフーマ株式会社第 15 回新株予約権 (第三者割当て) 発行要項

1. 本新株予約権の名称
オンコリスバイオフーマ株式会社第 15 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成 28 年 12 月 26 日
3. 割当日
平成 28 年 12 月 26 日
4. 払込期日
平成 28 年 12 月 26 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,840,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
18,400 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 730 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 7.3 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 1,114 円とする。
10. 行使価額の修正
第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」という。) の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 669 円 (以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。) を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成28年12月27日から平成30年12月26日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり730円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり730円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり730円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 730 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 28 年 12 月 8 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 麻布支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
23. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上